

所沢市立小中学校空調設備整備事業
(設計施工一括発注方式)
実施要領

2019年3月

所 沢 市

所沢市立小中学校空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）実施要領

第1 趣旨

この要領は、所沢市（以下、「市」という。）が、所沢市立小中学校空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）を実施するに当たり、民間事業者の技術やノウハウを最大限に活用することで、環境に配慮するとともに学校での活動に支障の生じないよう空調設備の整備を図るために必要となる事業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事業

所沢市立小中学校空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）（以下「本事業」という。）とする。

第3 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空調設備 市内の小中学校 44 校に設置する空調室内機、空調室外機及び制御のための設備、エネルギーの供給設備を含めた、空調を稼働させるために必要な全ての設備をいう。
- （2）事業者 空調設備の設置に関連する設計業務、付帯する設備工事も含めた空調設備の施工を行う事業者（個人、法人、団体及びこれらの企業体）をいう。
- （3）募集要領 空調設備の設計及び施工を行う事業者を選定するため、事業者選定のための日程、募集方法、費用負担、応募者の資格、手続き、提案書等に関する事項を定めたものをいう。
- （4）提案書 市の募集に応じて、事業者が提出する空調設備に関する提案等を記載した書類をいう。
- （5）選定基準 事業者を適切に選定するための基準を定めたものをいう。
- （6）優先交渉権者 提案書を提出した事業者のうち、最も優れた提案を行った事業者であり、本事業の契約候補者として選定した事業者をいう。
- （7）要求水準 空調設備の設計業務及び施工業務に求める最低限満たすべき水準をいう。

第4 事業の概要

本事業の実施にあたっては、選定委員会で公平に審査を行い、公募型プロポーザルにより参加表明した応募者から提出された事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「提案書」という。）の内容及び価格点を審査し、優先交渉権者を選定し、当該事業者と随意契約の協議を行うものとする。

第5 事業者の資格要件等

事業者は、市が定めた期間内に教室等に空調機器を設置することができる能力を有する者とし、募集時における事業者の構成、資格要件等は募集要領で定める。

第6 設置する空調設備の条件

本事業において整備する空調設備は、次の各号に定める条件を満たすものとする。

- （1）募集要領及び要求水準に示す各種条件を満たすこと。
- （2）本事業の事業費の総額は、募集要領に示す提案上限額を超えないこと。

第7 事業者の公募

- 1 市は、この要領に基づき、事業者が行う事業内容、応募の方法等を示す募集要領を定め、事業者を公募する。
- 2 市は、事業の実施に際し、空調設備として必要な性能を要求水準に定めるとともに、事業者を選定するための選定基準を定める。
- 3 本事業に応募しようとする事業者（以下、「応募者」という。）は、前2項に規定する事項及び本事業に関して、募集要領に定める手順により、市に対し質問を行うことができる。

第8 応募の手続き

- 1 応募者は、期限内に参加表明書を市に提出しなければならない。
- 2 応募者は、募集要領を確認した上で提案書を作成し、期限内に市に提出しなければならない。
- 3 募集期間及び選定スケジュール等は、募集要領に記載する。
- 4 提案書の作成に関する費用については、すべて応募者の負担とする。

第9 提案書の取り扱い

- 1 提出された提案書は、応募者に返還しないものとする。
- 2 提出された提案書は、応募者に無断で使用しないものとする。
- 3 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。

第10 優先交渉権者の選定

- 1 市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として選定委員会を設置する。
- 2 選定委員会は、提案書の内容について、選定基準に定める事項に基づき評価し、優先交渉権者を選定する。
- 3 市は、優先交渉権者を選定した後、その結果を公表するとともに応募者に通知する。
- 4 市は、優先交渉権者の選定過程において、応募者がいない場合、又はいずれの応募者も募集要領で定める条件に満たない場合等、優先交渉権者の選定が困難であると判断した場合は、当該事業者を選定しないこととする。また、選定しない場合は、その旨を速やかに公表する。
- 5 優先交渉権者の選定の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じないものとする。